

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日から
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期限	日立市指定番号
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日	1～69
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日	71～126
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日	127～166
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日	167～207
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日	208～

旧制度で指定を受けている事業者様には、初回の更新に限り、更新時期が近づきましたら、書面にて案内をお送りします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書(新規指定時と同一)
- ・誓約書(欠格要件非該当)
- ・機械器具調書及び写真帳
- ・定款(法人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証写し)
- ・事業所位置図(広域及び詳細図)、事業所全景、内部及び倉庫の写真
- ・給水装置工事主任技術者選任(・解任)届出書

- 必要な書類は、新規指定申請時と同様のものとなります。
- 事務手続き手数料として、**10,000円**が必要となります。更新申請時に併せてお持ちください。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

外部の研修を受講した場合、受講証等受講を証明する書類の写しを提出いただきます。

◎指定更新申請時に次の項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、対応可能な工事の種類等)
- ②給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ③適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

配管技能士資格、職業訓練校の配管科修了、配管技能者講習会修了、配管技能検定合格、配管技能者認定等の資格がある場合は、資格を証明する書類(資格証等)の写しを提出いただきます。

◇更新申請についてのお問い合わせは
企業局水道課 TEL:0294-22-3111(内線418)
または050-5528-5115
(開庁時間:平日8:30～17:15)